

基安発0805第1号
平成26年8月5日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長



労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、労働災害による休業4日以上の死傷者数が平成22年から3年連続で増加という事態となり、労使、関係者が一丸となって対策を講じた結果、平成25年には4年ぶりに前年を下回ることとなりました。

しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じ、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加、休業4日以上の死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加と極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をいたします。貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年、24年と3年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成25年は4年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業4日以上之死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や2月の大雪の影響のほか、4月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていることがあると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にあります。こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成26年8月5日

厚生労働省労働基準局

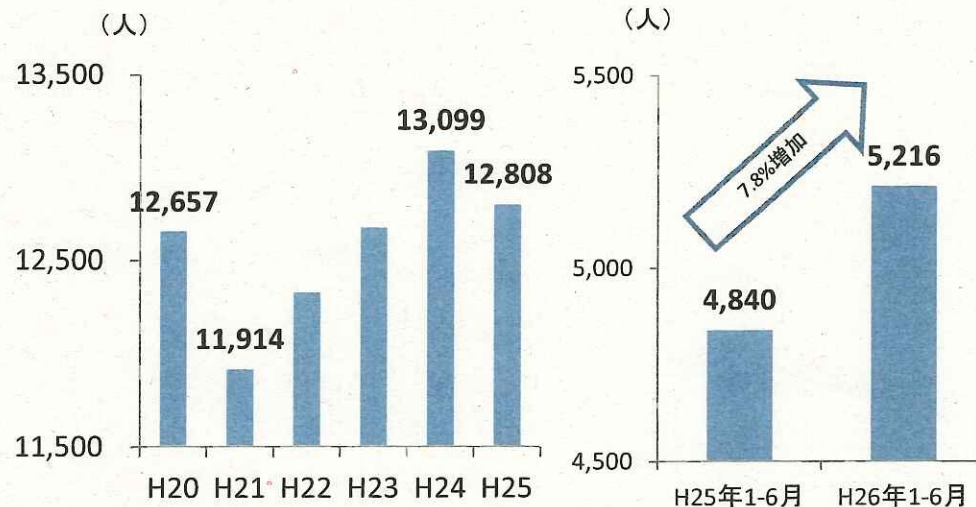
安全衛生部長 土屋 喜久

①

小売業における労働災害の発生状況

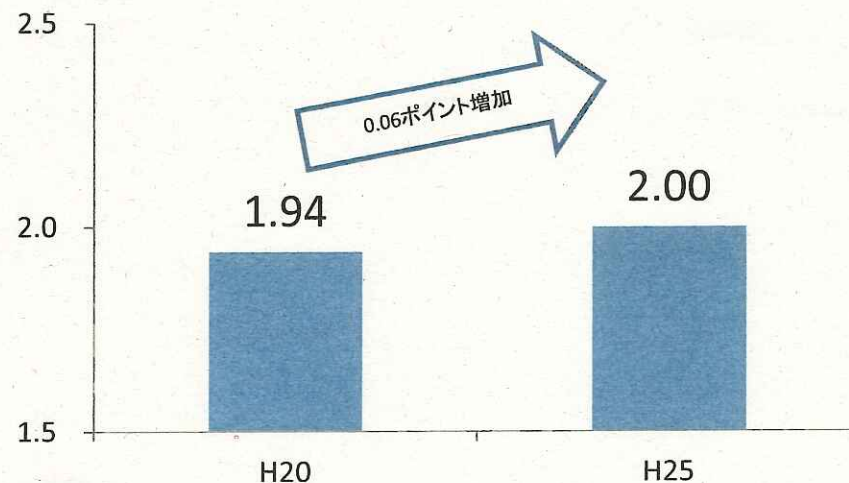
休業4日以上の死傷災害

- 平成25年に減少に転じるも、本年は再び増加(対前年比**7.8%増**)



災害発生率

- 災害発生率(1000人当たりの災害発生件数)は、5年前と比較して**0.06ポイント増**。



②

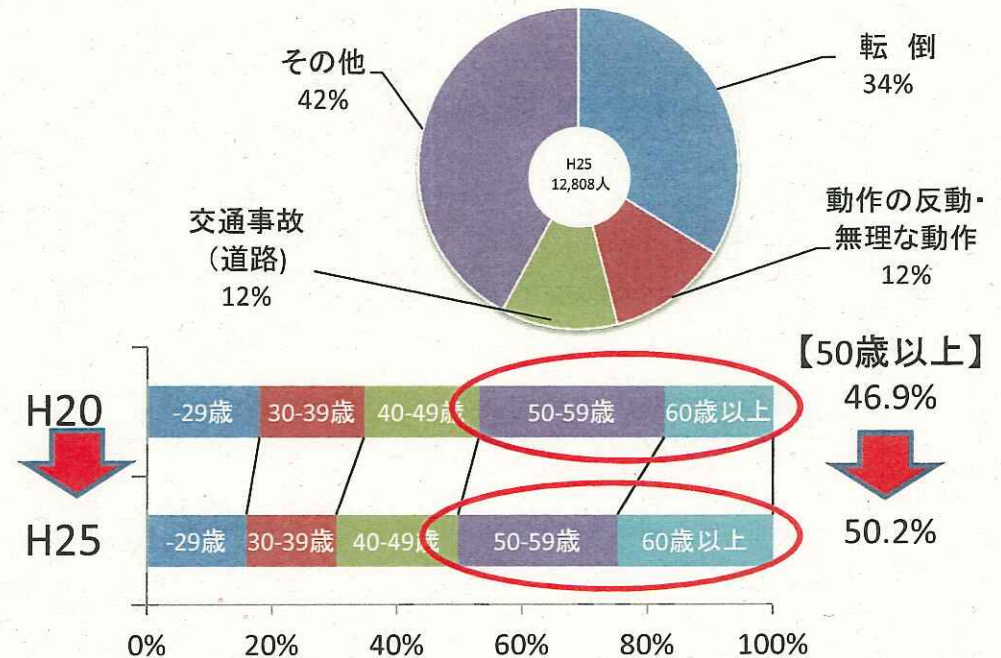
小売業における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 事故の型別にみると、「転倒」が34%を占め、次いで「動作の反動・無理な動作」(12%)が多く、この二つで46%を占める。

年齢別死傷者数内訳

- 年齢別にみると、50歳以上の死傷者数の割合が増加し、平成25年は過半数を占める。



課題

- 転倒や無理な動作による腰痛など生命に関わる度合いの比較的小さい災害が多い。
- 高年齢者の労働災害が多い。
- 労働災害防止活動を担当する安全管理者の選任等が義務づけられていない業種(※)。

(※ 各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く小売業。)

事業者、労働者の双方とも安全に対する意識を高めることが必要
 そのためにも安全管理体制を整備することが必要

③

小売業において取り組んでいただきたい事項

各事業場・職場において、以下の取組が行われるよう、事業者や従事者に対して、周知及び啓発をお願いする。
(例:関係者が集まる機会での周知、HPや会報での周知等)

1 安全活動の活性化

各々の職場において、以下の例に示すような安全活動を実施する。

- 職場内の整理整頓(4S活動)
- 危険予知(KY活動)
- 危険の「見える化」
- 安全意識の啓発

2 安全教育・研修の実施

特に、雇入れ時教育の実施を徹底する。

3 労働災害を防止するための安全の担当者の配置等

上記1の安全活動を推進する担当者「安全推進者」を配置する。